

令和元年 第11回帯広市教育委員会会議録

1. 令和元年 8月19日 月曜日 16時 ～ 17時15分
帯広市教育委員会会議を帯広市役所 教育委員会室に招集する。

2. 本日の出席委員

教 育 長	嶋 崎 隆 則
教 育 委 員	田 中 厚 一
教 育 委 員	藤 澤 郁 美
教 育 委 員	佐々木 しゅり
教 育 委 員	塩野谷 和 男

3. 本日の議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第28号 帯広市学校運営協議会規則の制定について
- 日程第3 その他(1) 今後の事業予定について
その他(2) 寄附受納について
その他
- 日程第4 報告第28号 帯広市教育基本計画(令和2年度～令和11年度)(骨子)について
【非公開】
- 日程第5 報告第29号 第四期帯広市子どもの読書活動推進計画(骨子)について
【非公開】

嶋崎教育長

ただ今から、令和元年第11回帯広市教育委員会会議を開会いたします。

出席委員は全員であります。

会議は成立しております。

ここで諸般の報告をいたします。

(佐藤企画総務課長 報告)

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、佐々木委員及び塩野谷委員を指名いたします。

日程第2、議案第28号、帯広市学校運営協議会規則の制定についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

中野 部長

議案第28号、帯広市学校運営協議会規則の制定についてご説明いたします。議案書1ページでございます。本案は本年10月よりコミュニティ・スクールを導入するにあたりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に規定する学校運営協議会について必要な規則を定めるものでございます。コミュニティ・スクールの導入につきましては、本年10月から8校に5つの協議会を設置し、その後3年程度で全ての市立小、中、高校で導入するよう推進することを今年5月の教育委員会会議において、お手元に配付させていただいた資料のとおりご報告させていただきました。その際にお示しいたしました学校運営協議会の概要につきまして、具体的に規則で定めようとするものでございます。第2条では、学校運営協議会の目的として、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進並びに連携及び協働を進めることにより、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒のより良い学びと育ちを実現することとしたところでございます。第4条1項では、協議会の役割として、校長が作成した学校運営の基本的な方針について承認することのほか、第5条1項のとおり、学校の運営に関する事項について、校長又は教育委員会に対して意見を述べることもできるとともに、第5条2項では、学校の職員の採用その他の任用に関して、学校運営の基本方針の実現に資する事項について、任命権者に対し意見を述べることもできるものとしたところでございます。第8条では、協議会の委員につきまして、校長及び10名以内の委員をもって協議会を組織するとしておりますが、3つ以上の学校について、1つの協議会を設置する場合には、12名以内の委員をもって組織するものとしてございます。第12条以降では、協議会の運営につきまして、協議会には会長及び副会長を置き、会長が議長となることとしてございます。また、第14条のとおり、会議は原則として公開で開催するものとしております。本年10月の導入に向けまして、現在、導入・運営に関する手引き

を作成しております。今月中を目途に各学校に配付する予定となっております。また、各学校におきましても、協議会委員の選考などの準備を進めているところでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

嶋崎教育長
藤澤 委員

これから質疑に入ります。

委員の任命のところで、保護者、地域住民の方々とありますけれども、例えば、任命された保護者の方が転勤などで、途中でいなくなった場合、また、同じ保護者の方を任命する形になるのでしょうか。それから、(5)その他教育委員会が適当と認める者というのは、具体的にどのような方なのか、教えていただきたいと思えます。

佐藤 課長

第8条の委員の選任につきましては、保護者が年度途中で転勤等でいなくなった場合、速やかに後任の方を補充する形になっておりますが、あくまでも(1)から(5)までの役割を担う方からということですので、保護者が抜けたから必ずしも保護者を補充するという決めではなく、あくまでも校長の推薦によって決めていただくことを想定してございます。また、(5)その他の教育委員会が適当と認める者につきましては、(1)から(4)の区分に拘らず、学校運営協議会の方向性をより良くしていただける方を推薦いただいた場合ということですので、今この場で具体的な方というのは考えておりません。

藤澤 委員

例えば、保護者の方が抜けられた場合、時期的な問題で補充しない場合も出てくるということですよ。

佐藤 課長

任期が年度末までですので、現実的な話、2月3月途中で帯広を去るとなった場合は、10名以内としておりますので、選任しないでその年度は運営を続けるといった考え方もあろうかと思えます。

藤澤 委員
佐々木委員

ありがとうございます。

細かい質問ですが、まず、第13条の3、会議は校長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができないというのは、対象校の校長先生プラス委員の半数以上という意味でしょうか。さらに4、会議の議事は、出席した校長及び委員の過半数をもって決しというのは、校長先生と委員を入れた数の過半数ということになるのでしょうか。文章はほとんど一緒なのですが、意味が違うのかはつきりわからなくて、確認したいと思えます。

佐藤 課長

第13条3項については、1つの協議会ですと、委員が10名及び校長で合計11名の場合は6名以上出席しなければ開くことができないという意味でございます。4項については、会議が開かれた後の議事につきましては、出席した校長及び委員の過半数ということですので、例えば6名で会議が行われた場合、過半数の4名以上という形にしてございます。

佐々木委員

聞き方が悪くてすみません。この会議は校長先生と委員を合わせ

た数の半数以上が出席すれば開くことができるのか、それとも、校長先生が出席しなければだめなのか、よくわからなかったのです。

嶋崎教育長
佐々木委員

校長先生はマストです。

合わせて半数ではなくて、校長先生とさらに委員の半数以上が揃わなければいけないということですね。4は校長先生と出席した委員の数を合わせた過半数ということですね。

嶋崎教育長
佐々木委員
嶋崎教育長

そういうことです。

わかりました。

3校一緒になっている協議会は、校長先生3人と委員12人の計15人がおられます。そこで出席の半数と決定の権限がございます。それから、第12条の2項で、会長、副会長は校長及び委員の互選により定めるとあります。文言だけ見ると、校長先生が会長になる可能性も秘めている文章なのですが、学校の経営方針を承認するところですから、校長先生が会長になることは想定していないということでご理解いただければと思います。

佐々木委員
嶋崎教育長

はっきりと書かないのでしょうか。

そうですね。コミュニティ・スクールは、校長先生と地域の方を合わせたという前提があるものですから。

佐々木委員
嶋崎教育長

その中の学校と協議会に分かれるのですね。

他市では、その部分についても細かく書かれているところもありますが、すごく長くなるのです。

佐々木委員
塩野谷委員

ありがとうございます。

今の点の会長及び副会長は、校長を除いた方が本当はいいと思いますけれど、それはいいとして、2点確認したいと思います。これから運営協議会を設置するのに、第3条の2、地域住民の意見を聞くとするというのは、もう既に終わっているのでしょうか。それと学校運営協議会を設置して、今まである学校評議員制度、学校支援地域本部事業、エリア・ファミリー構想などの取り組みを基盤にしてということですが、どのように再整備されるのか、ただ増えていくのか、どのような体制に変わるのでしょうか。

佐藤 課長

学校評議員につきましては、学校運営協議会を設置した段階で、その学校の学校評議員制度は廃止といたします。理由につきましては、学校評議員は今まで個人の意見を学校運営に関して述べていただいております。学校運営協議会の大きな役割としては、学校運営の承認がございまして、その中身や性格は重複している部分もございまして、徐々に学校運営協議会にシフトしていくものと考えてございます。

福原企画監

第3条の2項の設置につきましては、10月に設置する5協議会8校につきましては、前年度末からお話しをさせていただきながら進めてございます。来年度に向けましては、これから意向を伺いな

がら進めていきたいと考えてございます。

塩野谷委員
田中 委員

わかりました。

第5条、学校運営に関する意見の申出については、この規則の肝の1つになるだろうと思います。2項、協議会が特定の個人に係わるものでなければ、職員採用その他の任用に関して、任命権者に意見を述べることができる。この任命権者というのは誰のことを指すのでしょうか。3項では、教育委員会に対して意見を述べるとありますが、2項についても教育委員会ということではよろしいのでしょうか。もう1点は、意見を述べる時は、あらかじめ校長の意見を聴取するとありますが、そもそも協議会自体に校長が入っている以上、この部分は必要なかどうか、わからないので教えてください。

福原企画監

最初に任命権者につきましては、私どもの市立の帯広南商業高等学校がでございますので、任命権者は帯広市教育委員会で、小中学校は北海道教育委員会の2つに分かれてございます。そのため任命権者という言葉で置き換えさせていただきます。それから、あらかじめ校長の意見を聴取するにつきましては、ここに様々書いてありますように、個人のデリケート部分やプライバシーの関係もでございます。第14条にありますように、会議の公開も考えてございます。特定の個人を除くとしていますが、そうなりそうな時もあるかもしれませんので、そうならないように配慮して、あらかじめ校長の意見を聴取するとしてございます。

田中 委員

わかりました。1点目は、任命権者が道教委と市教委があるので、道教委にも意見を述べることはできるのですか。

嶋崎教育長

その場合は、市教委を経由することになります。

田中 委員

わかりました。最後の方は簡単に言えば、協議会の前に校長と調整するという意味ですね。

嶋崎教育長

公開も含めてきちんと協議ができるようにするのですけれど、恐れがあるような時については、事前に協議をしましょうという意味合いということでご理解いただければと思います。

田中 委員
藤澤 委員

ありがとうございます。

会議のところで、校長は対象学校の教職員を会議に出席させることができるとあります。教職員が入った方がいい場合があると思いますが、どういう時に、どのくらいの頻度なのか、想定されていれば教えていただきたいと思います。

福原企画監

まず、学校に地域連携の担当の先生がいらっしゃるしまして、事務局として資料作りなども含めて出席していただき、協議の内容など様々な校長のサポートをしていくことを考えておりますので、毎回出席する形で考えております。

藤澤 委員
佐々木委員

ありがとうございます。

第7条2項で協議会の情報提供の努力義務の項目があります。会

議の公開については、第14条にあるので、第7条では、活動状況に関する情報提供がメインかと思うのですが、どこに対する情報提供なのでしょう。単に活動状況をホームページなどで公開しましょうというニュアンスなのでしょう。

福原企画監

情報を積極的に提供するということにつきましては、例えば、協議会ニュース、コミュニティ・スクールニュースなどを作成し、保護者や地域の方々に配布し、常に情報を提供しながら、支援をいただけるような形で連携してまいりたいと考えてございます。学校のホームページになるかと思いますが、協議会の活動状況についても随時アップしながら進めてまいりたいと思います。

佐々木委員

それに関連して、第15条3項に教育委員会及び校長からの協議会に対する必要な情報提供の努力義務とありますが、情報提供の範囲があると思うのですが、どうなのでしょう。

嶋崎教育長

学校の基本的な方針を作り、それを承認していくために必要不可欠なものは出していくというのが大前提です。

福原企画監

めざす子ども像とか、今年度の活動を進めるにあたってどのような情報が必要なのかとか、また、協議の中で悩む時があれば、他の協議会ではどのような事例で、どのように進めたのかなど、適正に運営が行えるよう、様々な情報提供ができればと考えております。ただ、プライバシーに関することはNGとなりますが、適正な運営に資するものについては、随時情報提供していきたいと考えております。

佐々木委員

ありがとうございます。

田中 委員

14条の会議の公開の関係についてですが、特別な事情がない限り公開と書かれてあります。特別な事情は誰がどう定めるのでしょうか。そして、特別な事情ということで、誰が公開、非公開を決めるのでしょうか。教育委員会会議の公開、非公開については細則で決められていたと思います。それがないと、公開、非公開で揉めるのではないかという気もするので、原則公開とした方がいいのではないかと思います。意味合いについて教えていただきたいです。

福原企画監

特別な事情がない限り公開とすると言いますのは、積極的に情報提供しながら、連携、協働を進めていきたいとしています。特別な事情とは、手引きの中で少し書かせていただいております。個人を特定した個別の事案について、例えば、いじめや不登校の案件が仮に出た場合、委員の中から個人の先生の名前が出た場合など、公開は難しいと考えております。

田中 委員

ありがとうございます。

塩野谷委員

先ほどから話を聞いている中で、第4条では対象学校の校長は基本的な方針について協議会の承認を得るものとする。第6条では運営協議会の評価をすとか。そういうことを考えると、12条の2

項は、最初から会長及び副会長は校長を抜いた方がいいと思う。承認すべき協議会の代表が自分で評価するというのはおかしいのではないかと思います。

中野 部長

協議会の役割、活動内容から考えますと、確かに実際に協議する案件を提出する校長が会長にならない方が望ましいだろうと思います。各学校の事情もございませし、委員の皆さんの構成もございませから、構成のメンバーを見ながら柔軟に対応できる形にしておきたいと思っております。全国の事例を見てみますと、校長が会の中心となり会議を運営していく自治体もあるようでございませ。これから始まるにあたりまして、少し幅のある形で対応させていただければと思っております。

塩野谷委員

校長が会長にならなくても、裏方としてサポートし、会を運営していくとか、他に方法はありそうだけれど。

嶋崎教育長

互選する時に校長も1票持つようなニュアンスもあるものですから、こういった形でスタートさせていただいて、全校で行われ、運営がある程度落ち着いた段階で、改正することもあり得ると思ひませ。少し大きな枠組みという形ということで、ご理解いただきたいと思ひませ。

塩野谷委員

わかりませ。

嶋崎教育長

他になければ、質疑を終結させませ。

お諮りいたさせませ。

議案第28号、帯広市学校運営協議会規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし。

嶋崎教育長

ご異議なしと認め、議案第28号は決定させませ。

日程第3、その他に入ります。

その他(1)今後の事業予定についてを議題といたさせませ。

直ちに説明を求めませ。

山下調整監

学校教育部の9月の主な事業予定についてご説明いたさせませ。議案書13ページでございませ。教育研究所では、9月4日に教育研究会教育講演会を予定してございませ。「学校の働き方改革と教育の質の向上」を演題として、講師に北海道開発技術センター地域政策研究所、参事の新保元康氏をお招きして開催するものでございませ。以上です。

森川調整監

続きませ、生涯学習部の主な事業予定についてご説明いたさせませ。14ページ、生涯学習課では、帯広市民大学講座「モモンガってなんだ？」など8講座をご覧の日程で予定してございませ。17ページ、文化課では、道立帯広美術館や北海道新聞と共同で開催する「北斎展」を9月14日から11月24日まで帯広美術館で予定してございませ。図書館では、動物園と連携した「集まれ秋のスペシャ

ルおはなし会」を9月15日に動物園で予定しております。百年記念館では、百年ほど前の十勝の発展を振り返る特別企画展関連講座「大正期の十勝の農業」を9月14日に予定しております。18ページ、動物園では、動物園の仕事を体験する「親子で飼育体験」を9月1日に予定しております。以上です。

嶋崎教育長
各委員
嶋崎教育長

これから質疑に入ります。

ありません。

別になければ、質疑を終結し、本件を終了します。

その他(2)寄附受納についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

佐藤 課長

企画総務課の寄附についてご報告いたします。議案書21ページでございます。地域ぐるみで子どもを応援する活動の推進のためとして、市外在住者の方から5件、8万7千円、市内在住者の方から1件、5千円、計9万2千円をご寄附いただきました。また、豊成小学校開校50周年記念協賛会様から教育環境充実のため、鉄棒一式、78万840円相当のご寄附をいただいております。以上です。

藤沼 課長

議案書22ページでございます。学校教育課からは、学校教育の振興のための奨学事業や教育の研究に役立てるためとして、秋田県横手市、〇〇〇〇様外1件、計31万9千円のご寄附をいただいております。また、豊成小学校の特別支援学級に在籍している児童の情緒の改善に教育環境の充実を図るためとして、国際ソロプチミスト帯広様から、ドレミふりふりバトン、4万2千円相当のご寄附をいただいております。以上です。

渡邊 課長

文化課からは、市外在住者の方1名より、1万円を文化振興のためご寄附いただきました。以上です。

柚原 園長

動物園からは、現金の寄附9件、計15万9千円をご寄附いただいております。以上です。

河瀬 主幹

スポーツ振興室からは、市外在住者の方から1件、スポーツの振興のためとして、1万6千円のご寄附をいただきました。以上です。

嶋崎教育長
各委員
嶋崎教育長

これから質疑に入ります。

ありません。

別になければ、質疑を終結し、本件を終了します。

事務局から、その他説明事項はありますか。

事務局
嶋崎教育長

ございません。

事務局からは特にないようですが、各委員からご意見、ご質問等があれば、お受けいたします。

各委員
嶋崎教育長

ありません。

別になければ、ここで会議の進め方についてお諮りいたします。

日程第4及び日程第5の案件については、帯広市教育委員会会議規則第16条第1項第4号及び第6号により、非公開にしたいと存

じます。

これにご異議ありませんか。

各 委 員
嶋崎教育長

ありません。

ご異議なしと認め、そのとおりに取り扱いたします。

これより会議を非公開といたします。

日程第4、報告第28号、帯広市教育基本計画（令和2年度から令和11年度）（骨子）についてを議題といたします。

中野 部長

報告第28号、帯広市教育基本計画（令和2年度～令和11年度）

（骨子）についてご報告いたします。議案書5ページでございます。本件は、現在、策定中の帯広市教育基本計画につきまして、骨子を作成したものでございます。議案書7ページをご覧ください。1. 帯広市教育基本計画の概要のうち、（1）計画策定の趣旨につきましては、本市における教育施策の今後の目指すべき方向性を示すとともに、市民と行政による協働の取り組みをさらに推進しようとするものでございます。2. 教育を取り巻く社会情勢につきましては、教育施策に関連するものとして、人口減少・少子高齢化の進展など、5つの項目を挙げてございます。3. 基本理念につきましては、急速な技術革新やグローバル化の進展、人生100年時代の到来という社会的な変化が進む中、生まれ育った地域を基盤として、自立した人づくりや人や地域とのつながりづくりなどに、引き続き取り組む必要があるものと考えられますことから、現在の教育基本計画の基本理念を継承するものとしてございます。右のページに移りまして、4. 基本目標の考え方と施策の体系につきましては、学校教育と社会教育が関わる青少年期までと社会教育が中心に関わります成人期以降の2つの期間に大きく分けまして、それぞれ基本目標を定めてございます。（2）施策体系のイメージでは、青少年期までは、夢の実現に向けて自立し、互いに支え合う人づくりを基本目標としまして、4つの基本施策と14の個別施策を、また、成人期以降におきましては、生涯にわたり学び、活躍できる人づくりを基本目標といたしまして、3つの基本施策と9つの個別施策からなっております。（3）施策の推進につきましては、個別施策ごとに、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの立場から取り組む共通の目標であります、めざす姿と施策の進捗状況を示す目安となる成果指標を定めて、施策の進捗状況について毎年度、点検・評価を行うこととしてございます。5. 計画策定のスケジュールにつきましては、8月28日に開催されます、市議会建設文教委員会におきまして、骨子を報告した以降、原案の作成やパブリックコメントを経て、来年3月の教育委員会会議において決定していただきたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

嶋崎教育長

これから質疑に入ります。

田中 委員

この間お聞きすればよかったですけれど、今回の基本計画からは、市長部局の関係は外すということだったと思います。そこで学校教育と密接に絡んでいる児童会館のことを思い出しました。今回から外れることになるのだらうと思いますが、一方で学校教育分野では変わらず児童会館を利用していくのですよね。そうすると、こども未来部で計画の文言は作成されつつあるのだらうと思いますが、この基本計画との関係性やすり合わせについては、どのような形で進めていくことになるのでしょうか。

森川調整監

児童会館の案件につきましては、現段階では含まれていない状況です。ただ、今後、事業の精査を進めていく中で、関連性がある場合については、含めた形で整理していきたいと考えております。

中野 部長

お話しがあったとおり、教育委員会に係わる部分に絞り込んで計画を作成したことにつきましては、現在の教育基本計画は市長部局も含めた形で計画を作っている中で、実際にこれに関して質疑をする場面などで不都合が生じてきたところを踏まえての話でございます。計画上は児童会館については、こども未来プランという市長部局の中における計画に位置付けされていくものですから、個別施策ごとの重複をなるべく避ける形で整理してまいりたいと考えております。もちろん学校教育の部分においては、児童会館で行っている事業とは密接な係わりがありますから、利用する側からの観点、義務教育の側から見て児童会館はどういう位置付けで、どういう機能として使っているのか、計画上記載する必要があるれば、学校教育の側から記載をしていくことにならうかと考えております。その他の施策についても、基本的には同様の取り扱いを考えてございます。

田中 委員

ありがとうございます。

藤澤 委員

前もお話があったかと思いますが、前回に引き続いて、基本理念は、「ふるさとの風土に学び」ということで、個別施策に、ふるさと教育の推進とあるのですけれど、要望として、基本理念にもあることから、帯広市独自のふるさとの風土を打ち出すような施策を希望したいと思います。もう1点、計画の期間については10年間で、5年の中間期に検討があったと思います。社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じてとありますが、どのように判断するのか、見直しの判断基準を教えてくださいたいと思います。

佐藤 課長

ふるさと教育につきましては、今、少子高齢化、AIの進化など、帯広の地域産業にも影響を与えておりますから、十勝・帯広の将来を担う人材を育成する観点は、これから益々重要になるものと考えてございます。今回の基本施策の1番目として、帯広の明日を拓く力の育成、ふるさとに係わる施策を基本施策の1つに位置づけしてございます。この中でふるさと教育につきましては、十勝・帯広に愛着を持っていただく施策を今後考えていかなければならないと考

えてございます。2点目の見直しの時期につきまして、現計画につきまして、平成22年度に策定し、26年度の中間年で見直しを図っており、判断基準につきましては、難しいところがございますが、例えば、国の教育についての施策や方向が大幅に変わるようなことがあれば、見直しもしなければならぬかと思っておりますが、ただ、社会情勢はかなり加速度的に変化しておりますので、変える必要があると判断をした段階で、見直しを検討することは考えられますが、判断基準というのは、今持ち合わせてございません。

村松 部長

ふるさと教育について、もう少し具体的にお話しさせていただきます。個別施策の1番上にふるさと教育の推進として大きく取り上げることとなりますけれど、小学校1年生から中学校3年生までの義務教育期間における子どもたちの学びが単にふるさと風土という意味でハード面とか環境面だけにとらわれず、帯広で生活をしている多くの大人との係わりとか、これまで帯広市が進めている福祉政策などに絡めながら、子どもたちが9年間の義務教育を終えたら、こんな子どもたちに育ちますという具体的な部分を見せていきたいと思っております。9年間の系統が出たプログラムをこれから作成して、お見せしたいと思っております。

藤澤 委員
嶋崎教育長

ありがとうございます。

骨子ということで、わかりにくいと言いますか、詳細が見えないと議論もできないと思っておりますが、また、原案ができましたら、ご審議いただくことになると思っておりますので、よろしく願いいたします。

他になれば、質疑を終結し、本件を終了します。

日程第5、報告第29号、第四期帯広市子どもの読書活動推進計画（骨子）についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

草森 部長

報告第29号、第四期帯広市子どもの読書活動推進計画（骨子）についてご報告いたします。議案書は9ページから11ページになります。11ページのA3版の第四期帯広市子どもの読書活動推進計画（骨子）をご覧ください。はじめに、1. 計画の概要であります。本計画は子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、平成17年から5年毎に策定しているものであります。現在は平成27年策定された第三期計画に基づき、子どもの読書活動の推進に取り組んでおりますが、現計画が今年度で終了いたしますことから、新たに計画を策定するものであります。近年はインターネットを長時間利用する子どもが増加するなど、子どもの生活環境が変化をしてきていることを始め、学校段階が進むにつれ、本を読まなくなる傾向が顕著になってきていることから、家庭・地域・学校などが連携し、子どもの読書活動を推進していくことが重要であると考えております。次に2. 基本理念につきましては、自主的な

子どもの読書活動の意義や重要性を十分踏まえながら、今後の議論を通して、検討、整理をしてまいりたいと考えております。次に3. 基本目標につきましては、家庭、地域、学校などが連携し、子どもの自主的な読書活動を推進するため、子どもの読書活動の機会の充実と子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備の2項目を考えております。次に4. 施策の体系と計画の推進につきましては、2つの基本目標を実現するため、5つの基本施策を設定し、具体的な取り組みにつきましては、今後、関係各課や関係団体と連携しながら検討を進めてまいります。また、(2) 計画の推進にあたりましては、毎年度点検・評価を行い、学校や民間の読書に関する団体などで構成いたします、帯広市子どもの読書活動推進会議からのご意見等を踏まえ計画的に推進してまいります。最後に今後の計画策定スケジュールであります。今月28日開催の市議会建設文教委員会において骨子を報告した後、記載の手続きを経て来年3月の教育委員会会議において決定いただきたいと思いますと考えております。報告は以上であります。

嶋崎教育長
佐々木委員

これから質疑に入ります。

2. 基本理念のところに、5行ほど基本理念について書かれている文章があって、〇〇が並んでいるのは、この考え方をうまく短い文章にまとめるだけ、その言葉がまだ決まっていなかっただけなのでしょうか。

前原 館長

基本理念につきましては、今、部長からご説明したとおり、読書の意義や重要性は今までも、これからも変わることはないと思いますが、一番先に来る基本理念につきましては、いろいろとご議論いただいた中で、今、計画策定の中で進めていきたいと考えております。因みに現在の計画の基本理念を申し上げますと、自主的な読書活動を推進することにより、子どもの豊かな心を育成しますというものです。今後、ご意見をいただいた中で検討してまいりたいと考えております。

佐々木委員

基本理念は変わらないけれど、言葉を精査してリニューアルするということでしょうか。

前原 館長

今までやってきたことを当然踏まえながら、どのような基本理念にしたらいいかということも含めて、原案の中で検討してまいりたいと考えております。

佐々木委員
塩野谷委員

わかりました。

最初に、この子ども読書推進計画は、帯広市教育基本計画と関連はあるのかどうか、あるいは独立したものなのかどうか。2点目、ここに書いてある基本理念は、どちらかということと目的や意義、重要性の説明だと思えます。基本理念をまとめて集約してもいいけれど、理念ではなくても、目的でもいいのではないかと思います。基本目

標というのは、基本理念や意義、目的を達成するために、子どもの読書活動を多くする、読書の習慣を高める、本に馴染むということですね。それが目標であって、ここに書かれている、子どもの読書活動の機会の充実、子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備というのは、基本施策になるのではないのでしょうか。子どもの読書活動を高めるために、整備したり、活動機会の充実を図るのではないのでしょうか。目標はあくまでも、子どもの読書活動の推進ではないかと思います。理念はここに書いてある内容で、そのために読書習慣を高めるという目標は明確にした方がいいのではないかと思います。逆に言うと手段が目的化するのをおかしいのではないかと思います。

前原 館長

まず、教育基本計画との関係については、骨子の中の計画策定の趣旨の最後の部分に、帯広市教育基本計画との整合性をはかりと記載してございます。子ども読書活動の推進に係わっては、学校を含めた教育委員会内部、家庭や地域での取り組みもございますが、教育基本計画に係わる部分は、教育委員会の範囲については当然整合性を図って策定してまいりたいと考えてございます。基本理念につきましては、この計画を作るというのは、子どもの読書活動を推進し、読書習慣を身に付けてもらうことが目標でございます。基本理念は目指す姿と捉えております。基本目標については、手段という側面もあるのですけれど、充実を図っていく、読書活動の機会を増やして、本に触れる機会を増やしていこうという手段的な部分もありますが、それをめざすという意味合いもございます。今後、原案の中で整理させていただければと考えております。

塩野谷委員

めざすところは目標をきちっと設定して、そのために整備したり、いろいろな施策を行ったり、施策を行った成果に基づいて、目標達成に近づいたかどうか、理念や本来の意義を達成するのではないのでしょうか。今は本を読む人が減って、インターネット利用が増加していると書いてありますが、完璧にはできないにしても、今の読書活動を少しでも高めるところからスタートだと思います。

嶋崎教育長
塩野谷委員
前原 館長
嶋崎教育長
佐々木委員

参考に国や北海道の計画はどのようになっていますか。

国が正しいとは限らないが。

少しお待ちください。

では後ほどお願いします。

塩野谷委員がおっしゃっていることは、私もそのとおりだと思っています。何が一番関係してくるかと言ったら、計画の進捗状況とか、目標がどれだけ達成されたか、後で報告書をまとめると思いますが、達成すべき目標が、この基本目標だと、機会を充実させました。読書環境の整備がこれだけ整備できたということが目標達成の指数になると思っています。そうではなくて、本当の目標として、塩野

谷委員がおっしゃるように、子どもたちの読書する量が増えたとか、貸し出し冊数が増えたとか、実際に子どもたちが本を読むようになることが目標だとすれば、どれだけ目標が達成できたか後で見ると、機会が充実できたかどうかではなくて、子どもの読書量が増えたかどうか、例えば、図書館で子どもの本の貸し出しが増えたとか、そういう目線での目標達成ができたかという判断だと思います。最終的にこの推進計画でどれだけのことを成し遂げられたか考えた時に、何を目標に据えるかですごく変わってくると思います。

前原 館長

成果について、計画に基づいていろいろな取り組みを関係者が連携して行ってきております。その結果として、読書習慣が形成されたか、読書活動が推進されたか、確認する必要があると考えており、現計画でも基本指標として何点か定めております。私どもは毎年アンケートを行っており、全国的な調査との比較もできます。読書の好きな割合、平日の一日あたりどのくらい読書するのか、この一月何冊本を読んだか、全国調査と比較をしております。現段階で精査はしていませんが、例えば、この一月に1冊も本を読まなかった割合について、今の計画が策定された5年前から比べて改善されていない状況にあります。今の計画の中での課題を分析して計画に反映させていきたいと作業をしております。併せて先ほどの道の計画につきましても、国の計画を踏まえて作成する考え方がございまして、道の計画は、目標として、推進するとか、読書環境の整備という文言があり、そういったものを参考にしております。

佐々木委員
田中 委員

ありがとうございます。

別の観点からお伺いしたいと思います。帯広市図書館、あるいは学校図書館につきましても、今、館長からもいろいろな取り組みをしているというお話がありましたが、そのとおりだと思います。すべての生涯学習施設で事業をされていると思います。基本目標のところ、機会の充実とありますが、これ以上何があるのだろうと思って、何かあれば教えていただきたいと思います。もう1つは、読書活動の整備が目標として挙げられています。図書館はきれいになりましたし、機械もある程度充実していて、学校図書館もボランティアが入って充実しています。あと他に読書環境の整備と言ったら、本の予算の拡充しかないだろうと思っています。帯広市図書館は聞いた話によれば、何冊かの本で半年待ちのケースがあるということで、これは致し方ないという気がしますが、学校図書館に関しては、教育委員会の問題だと思います。ずっと前に議会に出させていただいた時からずっと言われていることで、学校図書館の整備、充実については、ボランティアなどを充実させるということではありますが、本の充実という読みをしてしまいたくなる箇所だと思います。予算に関しては教育委員会が決定権を持っているわけではないことは

重々承知していますが、教育委員会としては、読書活動推進計画の中で少しでも多くの予算を学校図書館に充てていくという思いがここに詰まっていると理解してよろしいでしょうか。

中野 部長

今、お話をいただいたとおり、子どもの読書活動を充実させていく一番のベースは、学校の図書室があるわけですから、その活用を促進していくこと。そのためには子どもたちが手に取って読みたくなる本の充実をしていくことが基本になってくると考えております。そうした中でお話のとおり、子どもも毎年度、図書の購入予算を確保するように努力をしておりますが、様々な学校教育に係わる予算を編成していく中で、どうしても他に優先せざるを得ない部分もございまして、図書冊数の充実に至らない現状でございます。子どもの読書活動を推進していく計画の中においては、子どもたちが少しでも本を読みたくなるような本の整備を進めていきたいという目標を高く掲げて、毎年度の予算編成に努力したいと思っております。それと併せまして、学校図書館の利用状況を統計的に見てみますと、小と中を対峙しますと、中学校で特に図書の貸し出し冊数が低下している実態があります。また、小学校においても、学校間で一人あたりの図書の貸し出し冊数が大きく違う状況もあり、もう少し分析しなければなりませんけれど、単に古い本が多いだけではなく、取り組み状況があるのではないかと思います。本の整備を促進していくことも併せて、子どもたちがより多くの本を読むような各学校のいろいろな事業を通じ、進めていく必要があるだろうと考えております。今後、そうした取り組みについても努力してまいりたいと考えております。

前原 館長

読書活動の機会の充実につきましては、現段階でも考えられることはいろいろとやってきていると思います。成果としてはなかなか改善されないという実態がありますので、その中でも何ができるか、もう少し改善や工夫ができないか、さらに新たな取り組みができないかということも含めて計画の中で考えてまいりたいと思います。

田中 委員

ありがとうございます。

藤澤 委員

重複するかもしれませんが、いろいろご苦労されて進めていただけるということですが、第三期と第四期の骨子の一番の違いについて、重点的に行うものとか、何かあればお聞きしたいと思います。

前原 館長

当然同じことを続けていくものもありますし、変えていくもの、止めるものもあります。今、整理をしている段階で、次の計画と今の計画のここが違うということは、まだ申し上げられないのですが、いずれにしても、今の計画の状況を踏まえて計画を作ってまいりたいと考えております。

藤澤 委員

ありがとうございます。

嶋崎教育長

今、各委員の皆さんからご意見等をいただきましたので、原案のところで反映できるもの、表現的に整理するなど、お願いしたいと思います。

他になれば、質疑を終結し、本件を終了します。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

これもちまして、令和元年第11回帯広市教育委員会会議を閉会いたします。